

# 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

(令和5年度から令和7年度)

彩の国  埼玉県



埼玉県マスコット  
「コバトン」&「さいたまっち」

## ごあいさつ



LGBTQ（性的マイノリティ）の方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、見えないマイノリティと言われています。

埼玉県が令和2年度に実施した調査によると、LGBTQの方は、LGBTQ以外の方と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあります。「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験がある方の割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えておられます。LGBTQの方は長い間支援から取り残されており、多様性が尊重される時代にあって、直ちに対応すべき人権問題です。

本県では、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。本計画は、この条例に基づき策定する初めての計画となります。条例の基本理念を踏まえ、計画の目標を「性の多様性を尊重した社会づくり ～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～」と決めました。

計画を推進する3つの基本方針である「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の下、具体的施策を展開し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

計画の推進に当たっては、県の取組はもとより、市町村、県民、事業者の皆様と「ワンチーム埼玉」で取り組んでいく必要があります。皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たりましては、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議において、委員の皆様幅広い観点から熱心に御議論いただきました。また、県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々から御礼申し上げます。

令和5年7月

**埼玉県知事 大野元裕**

# 目次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	19
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	30
資料編	33

※埼玉県では、「LGBTQ」を性的マイノリティを表す総称として表記しています。

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

埼玉県議会令和4年（2022年）6月定例会において「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例<sup>1</sup>」が成立し、令和4年7月8日から施行されました。

LGBTQ<sup>2</sup>は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、LGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性<sup>3</sup>に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

こうした現状を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、本計画を定め、性的指向<sup>4</sup>や性自認<sup>5</sup>に関して、基本的な考え方や今後の方向性を明らかにします。

本計画に示す取組を着実に進めることで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していきます。

## 2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議<sup>6</sup>の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

1 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

2 レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性の在り方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

3 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。

4 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

5 自己の性別についての認識。

6 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

### 3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間

### 4 性の多様性に関する本県の状況

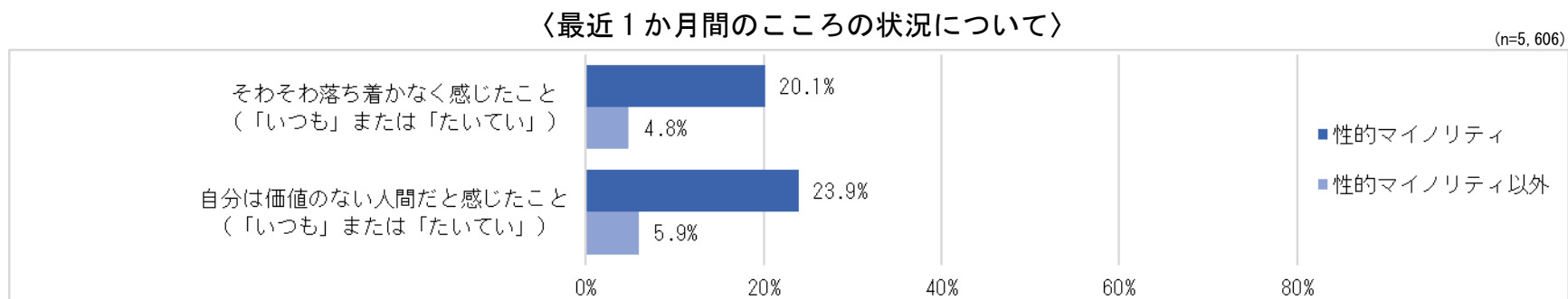
#### （1）LGBTQが置かれた状況

県では、LGBTQ（性的マイノリティ<sup>7</sup>）について、県民の性的指向や性自認、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の数は184人（回答者5,606人の3.3%）でした。

#### ① ところの状況等に関するLGBTQとLGBTQ以外との比較

最近1か月間のところの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

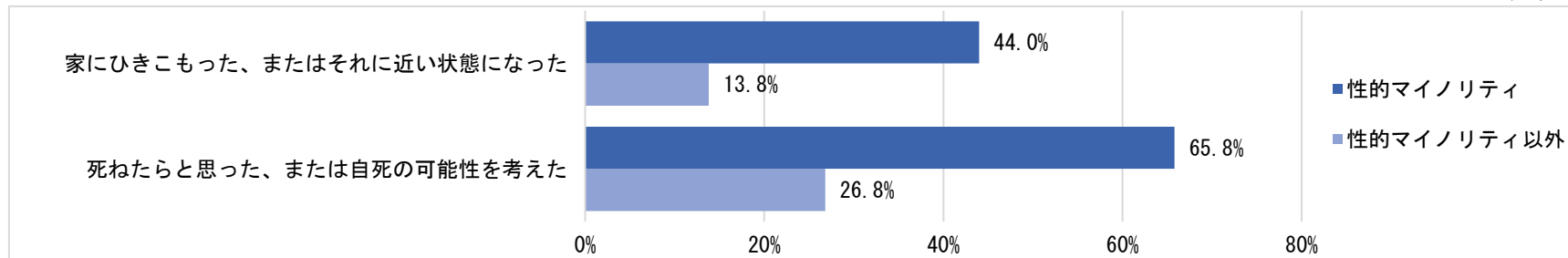


（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

7 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

### 〈精神的に追い込まれた経験〉

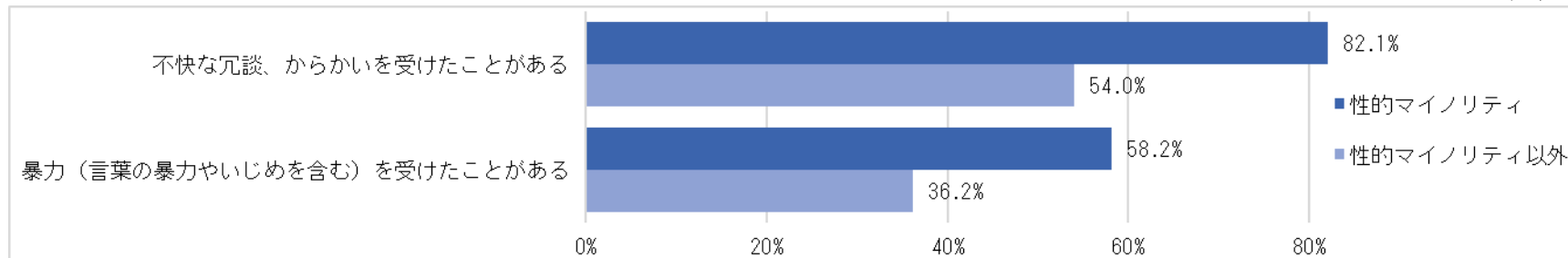
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

### 〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

## ② 学生時代におけるLGBTQが置かれた状況

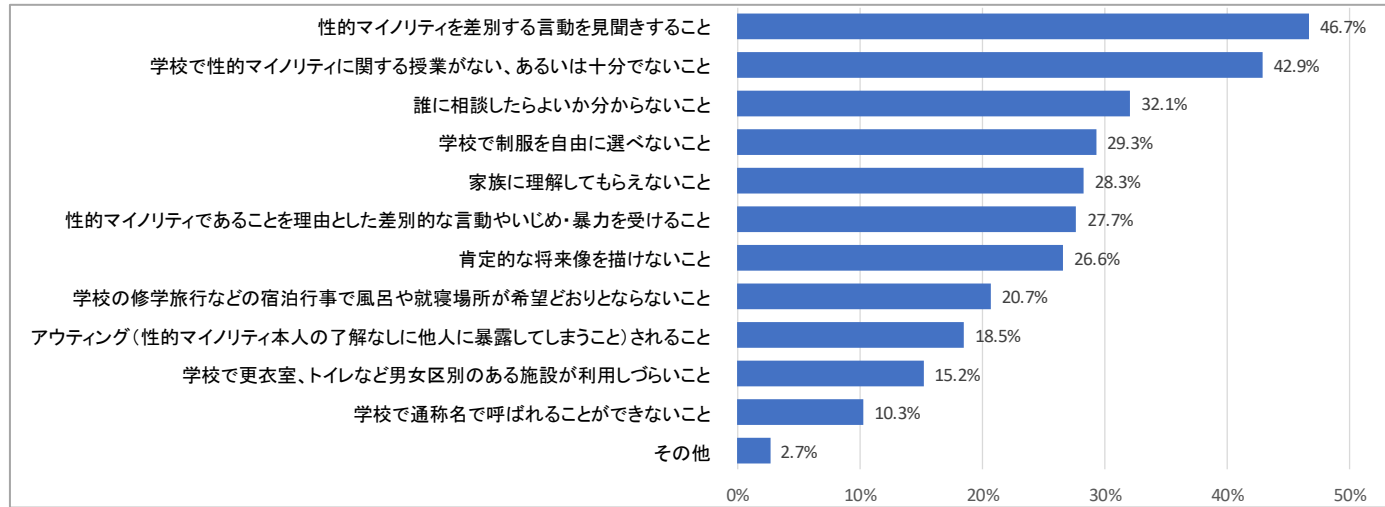
### ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

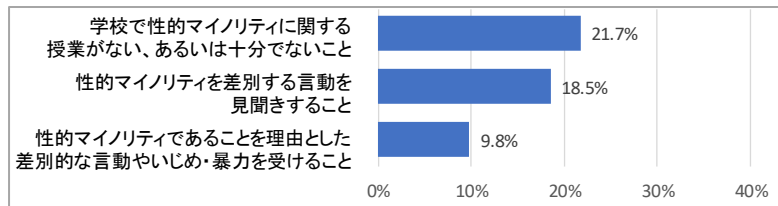
〈全体〉

(n=184)

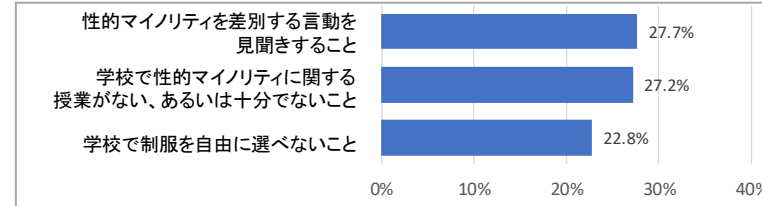


〈時期別上位3項目〉

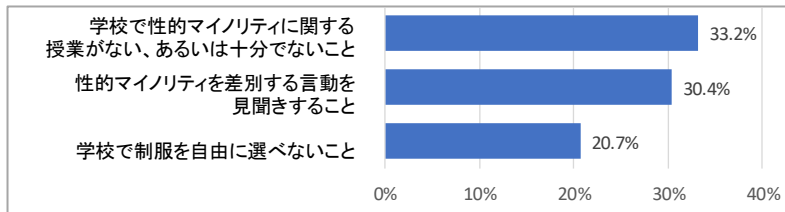
・小学校 4～6年生の頃



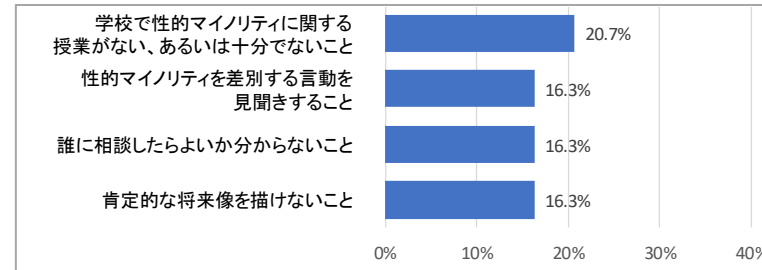
・中学校の頃



・高等学校の頃



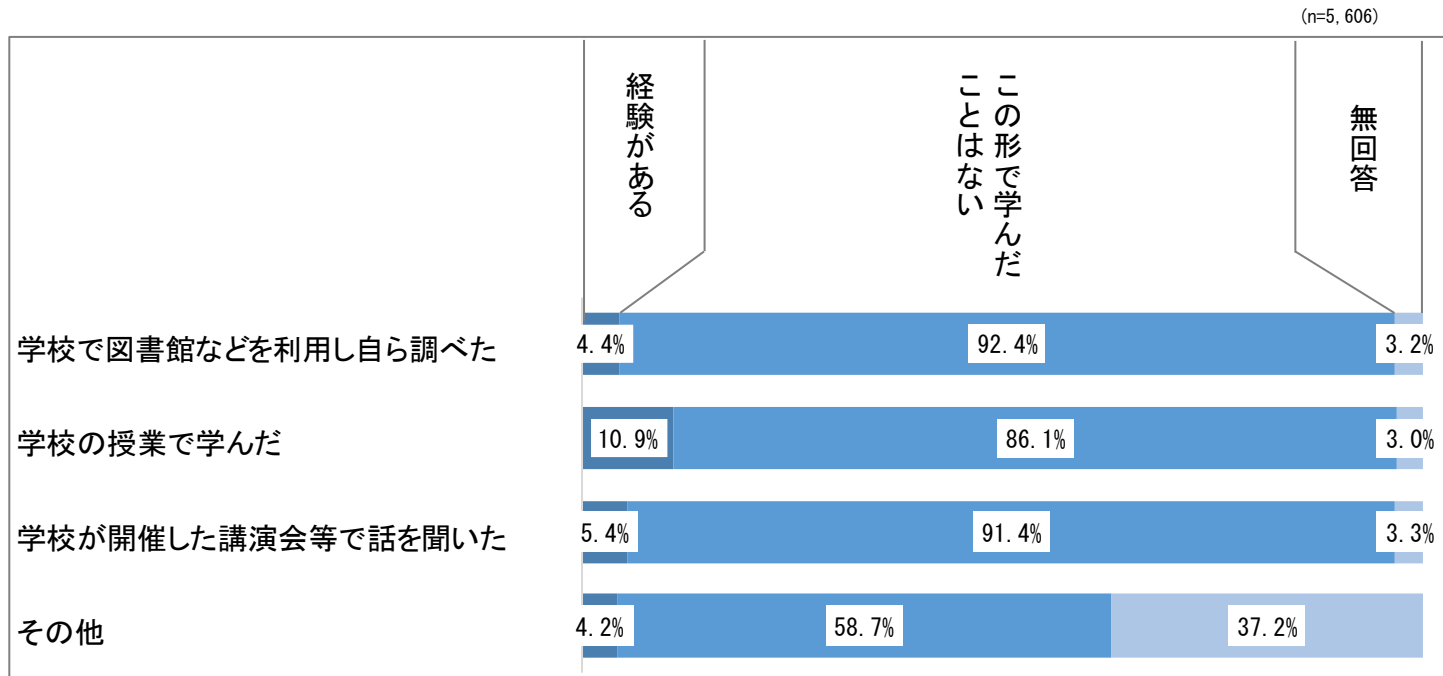
・高等学校以降の学校(大学等)の頃



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」  
(令和2年度)

## イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)



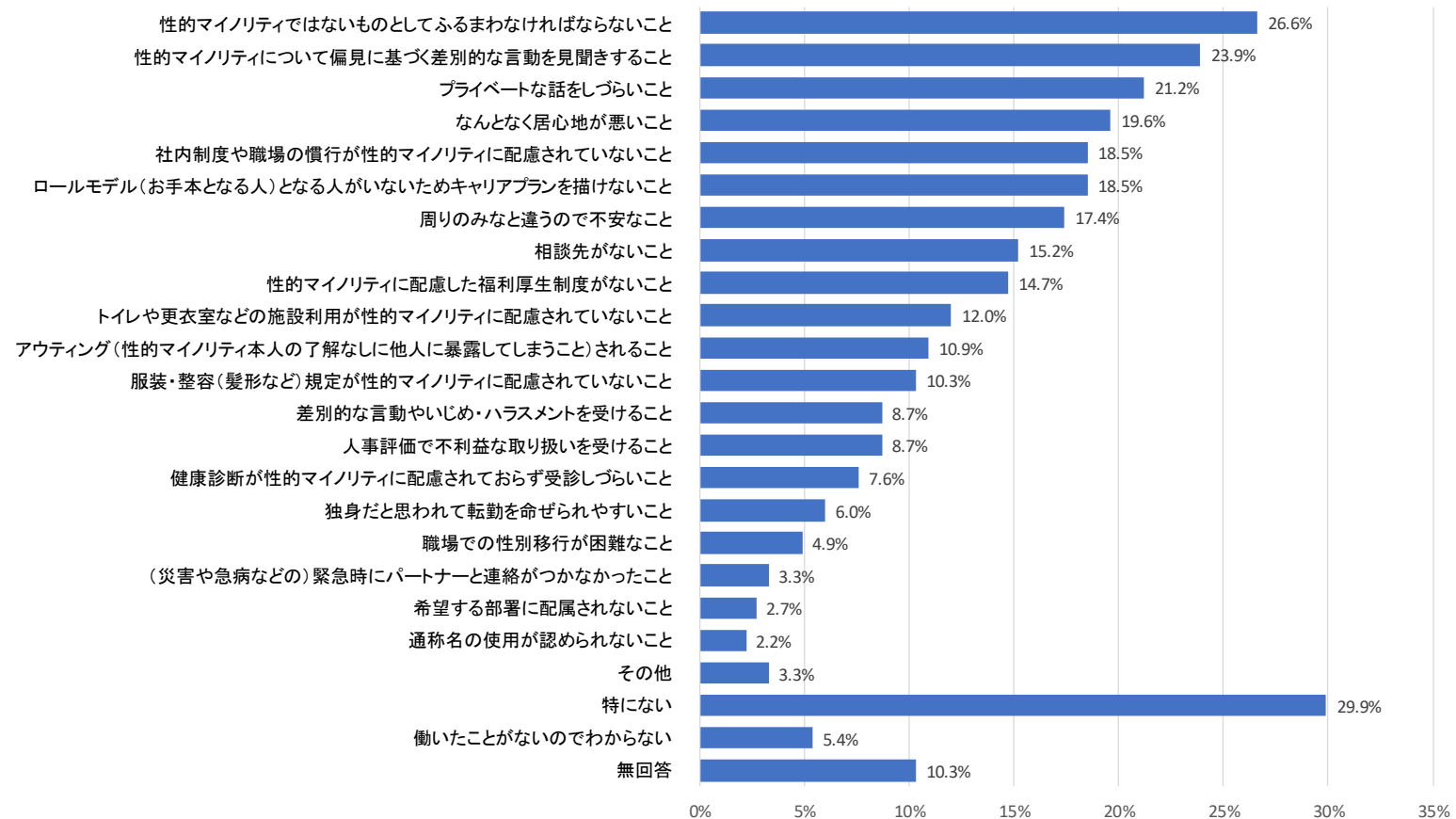
〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

- ③ 職場におけるLGBTQが置かれた状況～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～  
 悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、  
 「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづ  
 らいこと」(21.2%)となっています。

(n=184)

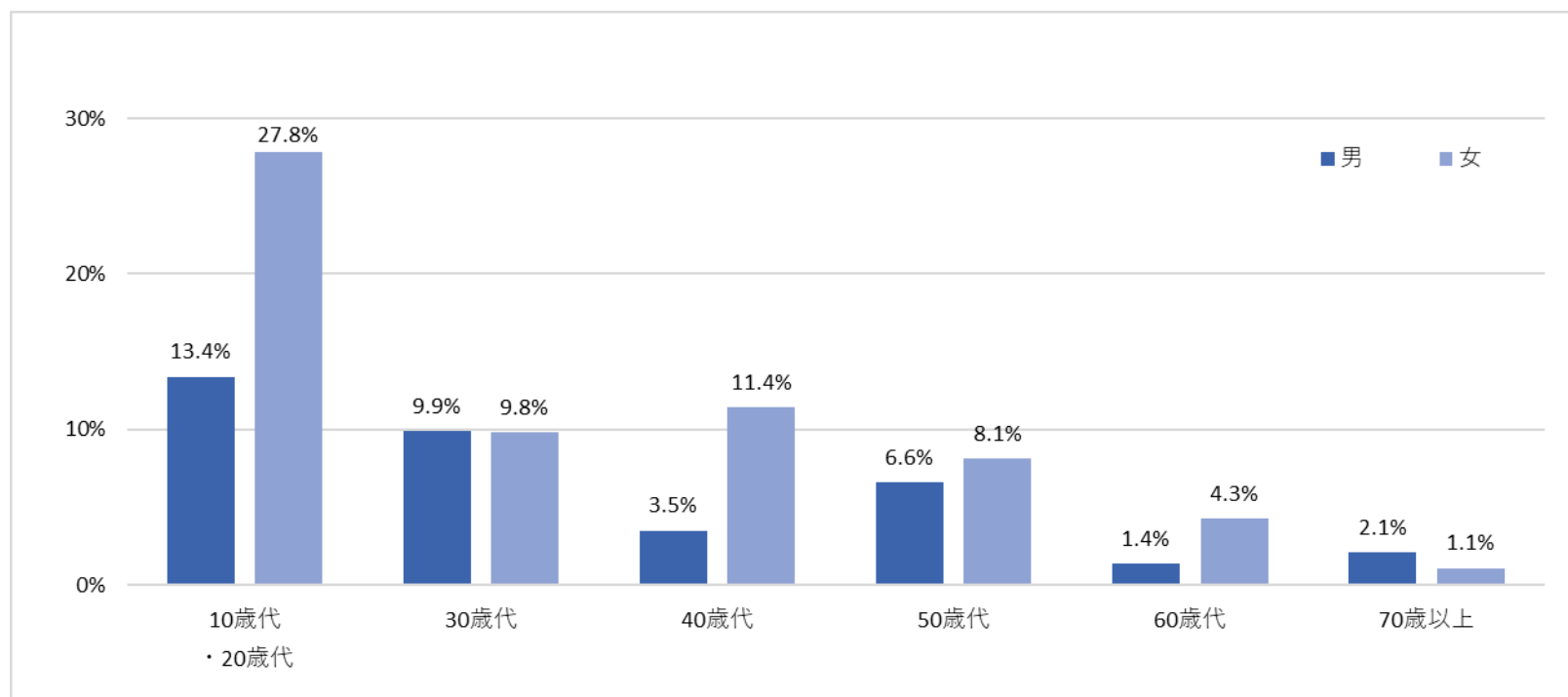


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進」と回答した方の割合は、10歳代（18・19歳）・20歳代（27.8%）の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

(n=2,767)

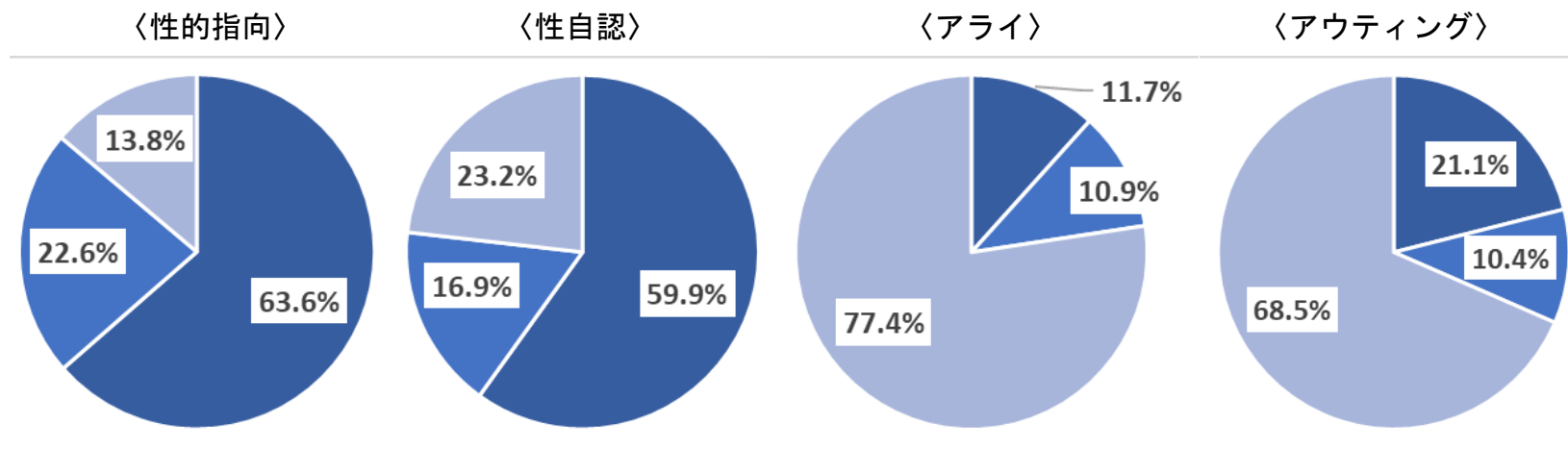


(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

### (3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和4年度に実施した県の「県政サポーターアンケート」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」が約6割である一方、「アライ<sup>8</sup>」「アウトィング<sup>9</sup>」は「言葉を聞いたことはなく、意味も知らない」がそれぞれ77.4%、68.5%となっています。

(n=1,987)



- 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- 言葉を聞いたことはあるが、意味は知らない
- 言葉を聞いたことはなく、意味も知らない

(出典) 県民広聴課「県政サポーターアンケート『性の多様性について』(令和4年度)

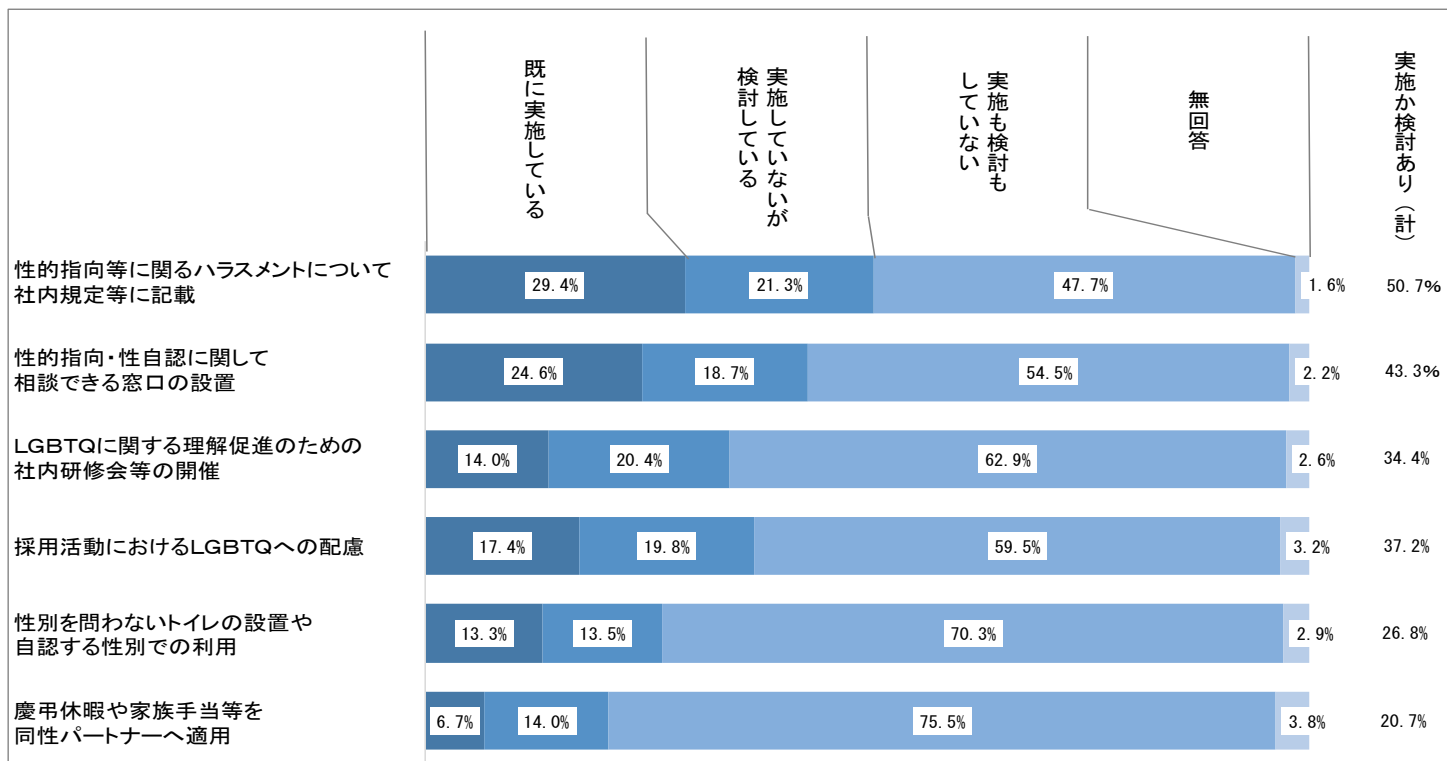
8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBTQ(性的マイノリティ)を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4) 企業における取組の状況

① L G B T Qのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。(n=1,112)

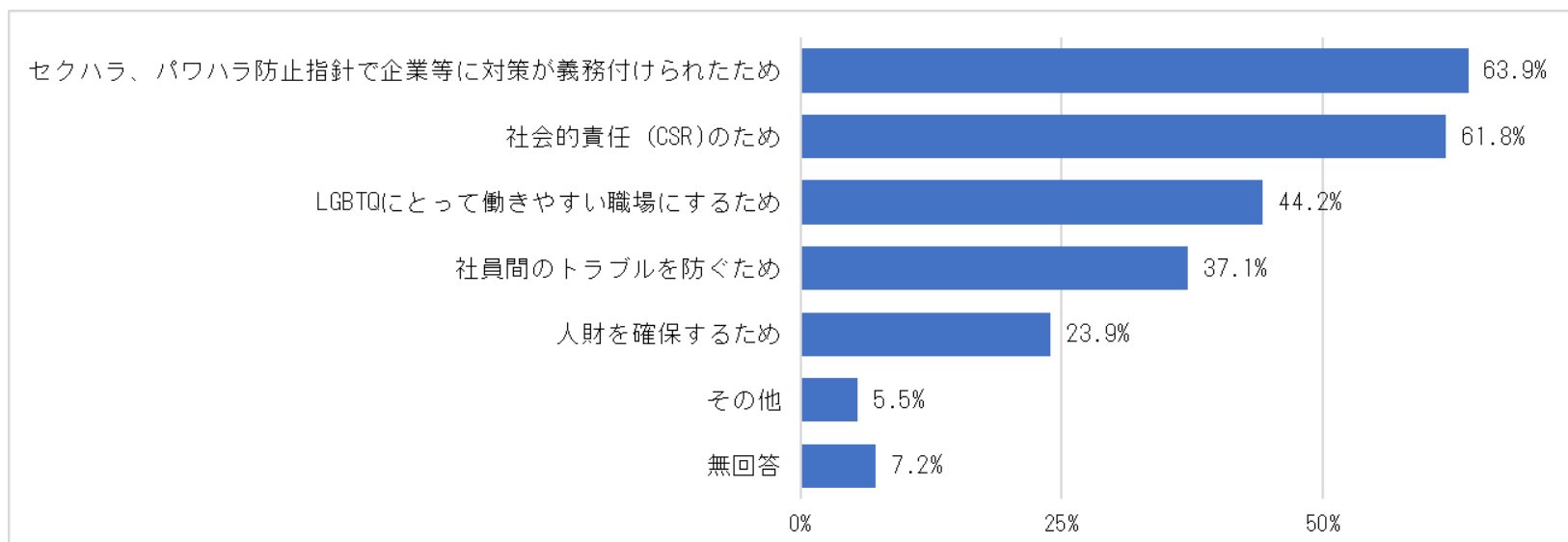


(出典) 県人権推進課「L G B T Q (性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

② L G B T Qに関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

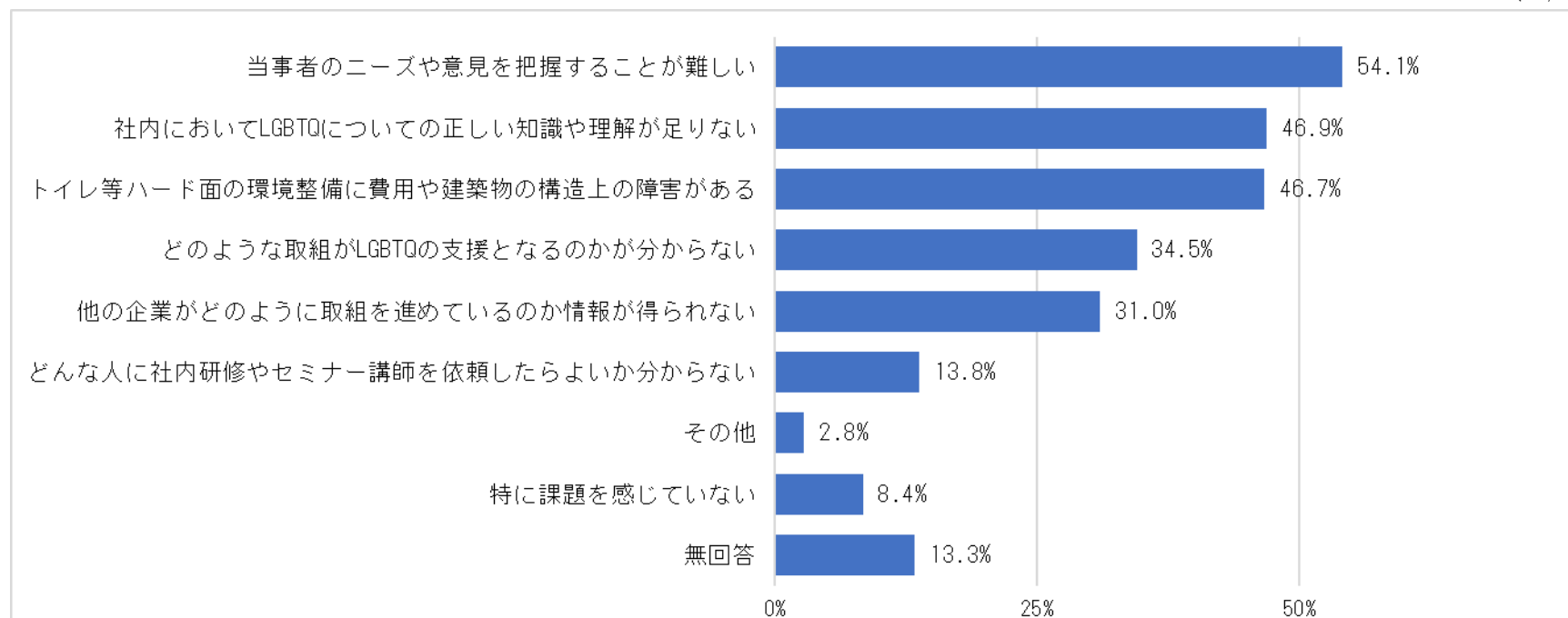


（出典）県人権推進課「L G B T Q（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

### ③ L G B T Qに関する取組を進める上での課題

L G B T Qに関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。

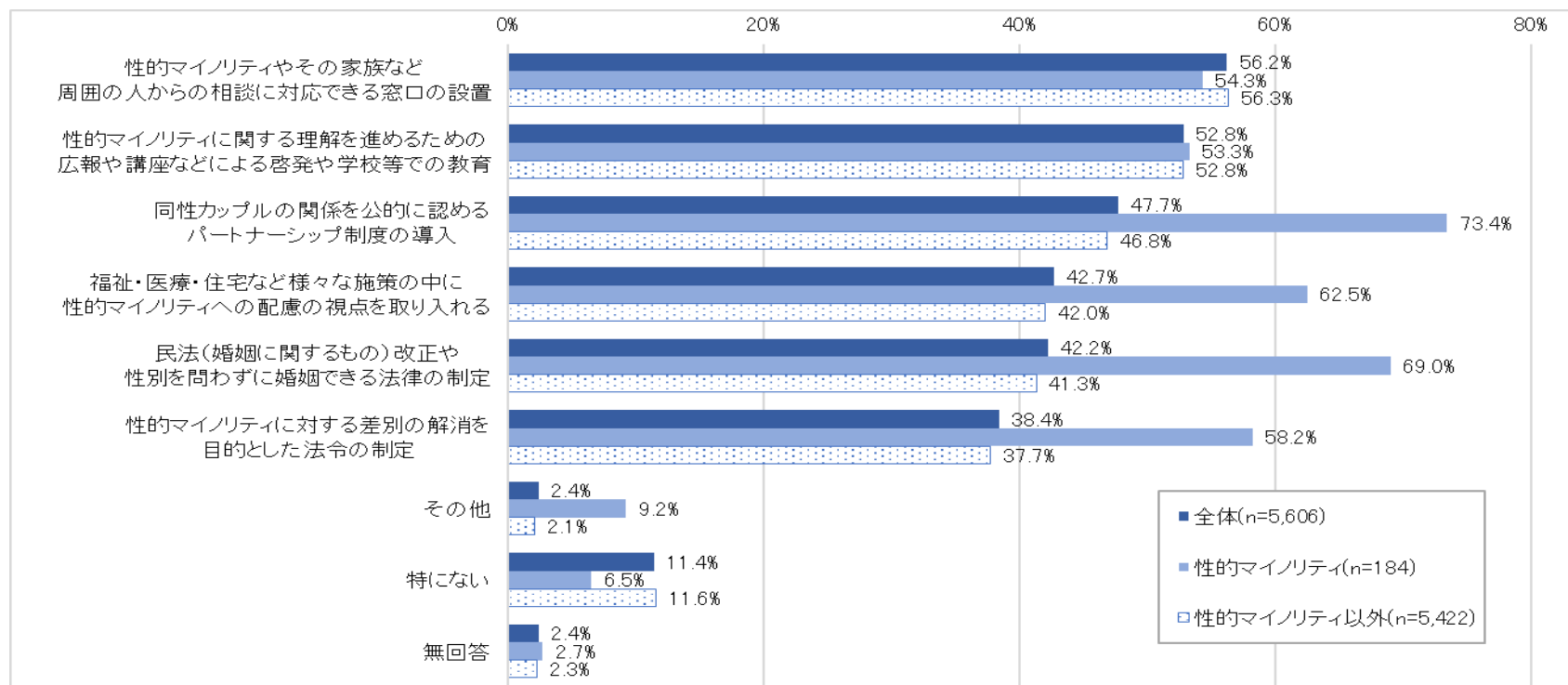
(n=1,112)



(出典) 県人権推進課「L G B T Q (性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」(56.2%)、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」(52.8%)の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」(73.4%)が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

### 2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めま  
す。

#### (1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図  
ります。

#### (2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

#### (3) 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

### 3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
③家庭、地域社会における学習機会の提供		
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
		④苦情処理の在り方の検討
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦民間団体に関する情報の提供
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 <sup>10</sup> 」の普及

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

#### 4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	にじいろ県民講座 <sup>11</sup> 参加者数	県民生活部	4,251人 (令和3年度)	18,000人 (令和5~7年度累計)	にじいろ県民講座の参加者数の累計。性の多様性について、知る・学ぶ機会となる県民向けの講座への参加者数を増加させることが重要であることからこの指標を選定。	にじいろ県民講座の参加者数のR3年度の実績4,251人を踏まえR4年度の参加者数を4,800人と見込み、毎年度600人増加させることを目指し、目標値を設定。
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	—	100% (令和7年度末)	教育局実施の調査において、教科指導(授業)で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。  ※教科指導(授業)、外部講師による講演、図書館でのLGBTQコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫など	どの学校にもLGBTQの児童生徒が在籍する可能性があることを鑑み、全ての学校において授業をはじめとする取組が進められ、児童生徒の理解増進が図られることを目指し、目標値を設定。
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	—	220社 (令和7年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。埼玉県におけるLGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	にじいろ企業研修 <sup>12</sup> 参加企業に対し、登録を働きかけることを目指し、この目標値を設定。

11 県が県民を対象に実施するLGBTQに関する講座のこと。

12 県が企業を対象に実施するLGBTQに関する研修のこと。

## 第3章 計画の内容

### 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

#### 【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、LGBTQと接している可能性があると言えます。LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、LGBTQは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校でLGBTQについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

## 【具体的施策】

### 1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等<sup>13</sup>」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

## 【推進項目】

#### ① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。  
(県民生活部)

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。  
(県民生活部、福祉部)

#### ② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。  
(県民生活部)

---

<sup>13</sup> 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。  
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。  
正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック<sup>14</sup>」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。

(総務部、県民生活部、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 性の多様性に係る人権教育の推進**

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

**【推進項目】**

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

---

<sup>14</sup> 県職員が多様な性の在り方について正しい知識を持ち、県民の皆様への対応時や職場内において適切に行動できるよう、埼玉県が令和3年8月に作成したハンドブック。(県ホームページのLGBTQポータルに掲載)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人がLGBTQの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)



## 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

LGBTQ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

LGBTQや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

### 【推進項目】

#### ① 県民向け相談の実施

##### ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県LGBTQ県民相談（電話・LINE）『にじいろ県民相談』<sup>15</sup>」の実施を通じ、LGBTQが、相談しやすい体制を整備します。

（県民生活部）

---

<sup>15</sup> 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やLINEで相談できる専門相談窓口のこと。

イ 性の多様性に配慮した相談対応の実施

県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。

(県民生活部、福祉部、教育局)

ウ DV<sup>16</sup>や性暴力についての相談の実施

LGBTQからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱<sup>17</sup>では、LGBTQの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。LGBTQなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

16 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

17 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

④ 苦情処理の在り方の検討

性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度の在り方について検討を行います。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 県内相談機関への支援**

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

**【推進項目】**

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

## **基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり**

LGBTQが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

### **【現状と課題】**

LGBTQは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

### **【具体的施策】**

#### **1 安心して生活できる環境づくりの推進**

性の多様性が尊重され、LGBTQが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、民間事業者に対して、LGBTQの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

### **【推進項目】**

#### **① 生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し**

「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。

(全庁)

- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進  
埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

- ③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ L G B T Q の子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

- ④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

- ⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

⑥ 市町村への支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

(県民生活部)

⑦ 民間団体に関する情報の提供

自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

(県民生活部)

**【具体的施策】**

**2 働きやすい環境づくりの推進**

LGBTQが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

**【推進項目】**

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）

## 第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

### 1 総合的な推進体制

#### (1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

#### (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

### 2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。



### **3 県民・事業者・民間団体との連携**

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

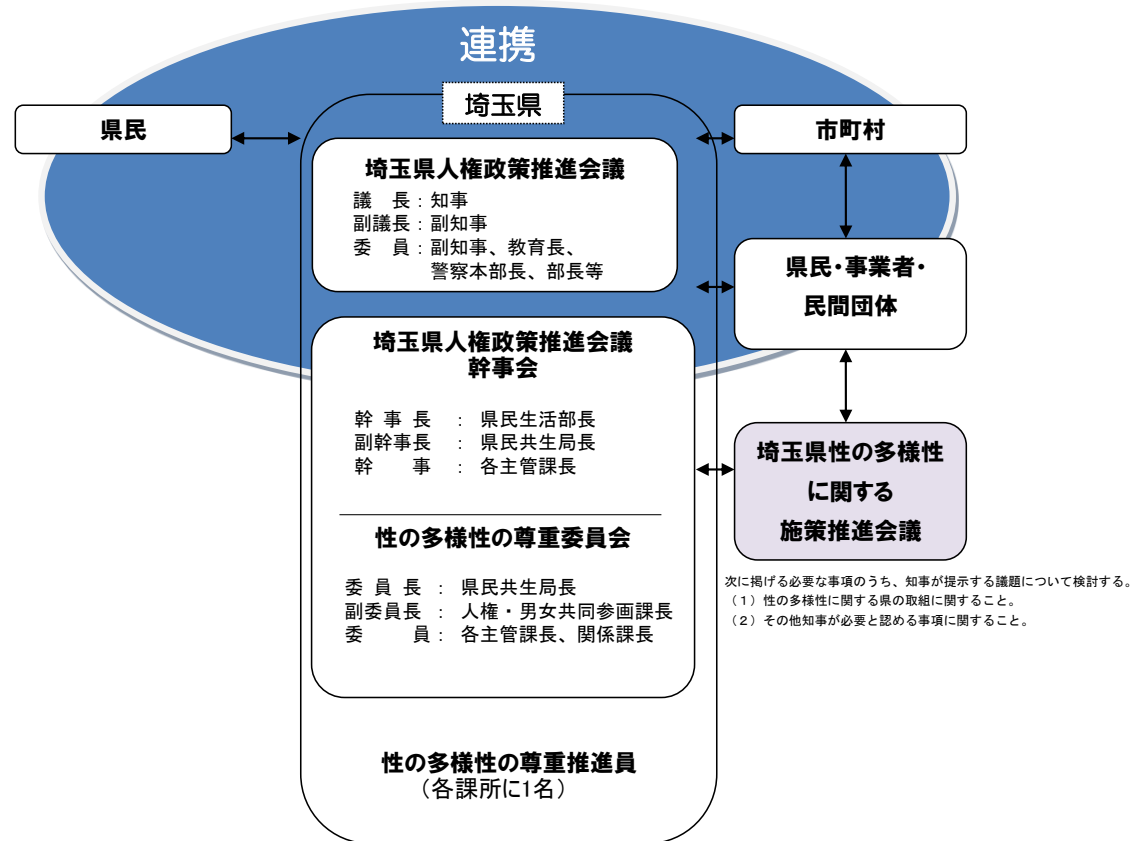
### **4 計画推進の基盤となる調査研究の実施**

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

### **5 計画の進行管理**

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

# 計画の推進体制図



### 1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

### 2 関係法令

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

## 1 策定の経緯及び関連資料

### (1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯

#### ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和4年7月26日	条例に基づく基本計画の策定について
令和4年11月24日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和5年4月24日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

#### イ 埼玉県人権政策推進会議 性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和4年7月19日	条例に基づく基本計画の策定について
令和4年11月21日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和5年4月20日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

#### ウ 県民意見の募集

県民コメントの実施（令和5年2月1日から2月28日、意見数 417件）

#### エ 県議会における報告

埼玉県議会6月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）」を行政課題報告（令和5年7月3日）

## (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

### ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

- (1) 性の多様性に関する県の取組に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- (2) 性の多様性に関する当事者支援団体の者
- (3) 民間企業者団体及び労働者団体の者
- (4) 市町村の職員

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

イ 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

氏名	所属・役職 等	備考
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	
大谷 誠一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役社長	
白神 晃子	立正大学 社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）、ダイバーシティ推進センター長	委員長
忠平 訓	三芳町総務課長	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡 宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授	

(50音順、敬称略)

## 2 関係法令

### (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

#### （目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

#### （基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

#### （差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。



3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)

### (目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

### (基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

### (国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### (地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。